

ウィリアム・ペティの租税論

——初期資本主義的性格を中心に——

吉 田 克 己

一 はじめに

ウィリアム・ペティ (William Petty) は、一七世紀のイギリスにあって、租税現象の近代的把握を基調としつつ、体系的な租税論をいち早く展開したといわれている。

ペティがその生涯を送ったイギリスの一七世紀は、かれの母国イギリスが、外には連続的な戦争をともなう貿易競争を戦い抜きながら、同時に内には内乱、共和政治、王政復古 (Restoration)、名誉革命 (Glorious Revolution) の激動を通じて、いち早く産業革命へとなだれこんでいく基礎を築いた時期に当たっている。また、この時代を租税史的に見るならば、近代的租税の開始期に相当する。⁽¹⁾ すなわち、王領地収入・封建的土地保有関係に基づく諸収入・王の特

権とされていた関税収入の三つを支柱としていた中世以来の伝統的な国家収入体系が、一六四二年八月に勃発した内乱を契機として決定的に崩壊し、議会の承認を必要とする租税収入に全面的に依存せざるをえなくなったのである。他方においては、国王に対する封建法上の義務を免れて完全な土地所有権を取得した地主と、貨幣経済の進展にともなう富を貯えた商工業者が増加しつつあった。⁽²⁾ こうした状況下にあつて、ペティは、租税問題に多大の関心を示し、『租税および貢納論』(A Treatise of Taxes and Contributions, 1662)、『政治算術』(Political Arithmetick, 1690) および『賢者には一言をもつて足る』(Verbum Sapienti, 1695) などの著作を公刊した。⁽³⁾

ペティが租税面において取り組んだ課題を要約すれば、イギリスに「租税国家」(Steuerstaat) を実現し、そのための基礎を築くことであつた。そして、その具体的方法として、第一には、租税の根拠、租税負担の配分、租税原則、租税の転嫁などの租税原理に裏づけられた理想的な租税を導出すること、第二には、資本制的生産様式の一層の発展を通じて国富の増大を図ることであつた。⁽⁴⁾

(1) Cf. Stephen Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England from the earliest Times to the Present Day*, Vol. II, London, 1884, rpt. 1965, Bk. 1.

(2) 大川政三「租税—租税原則」(高橋長太郎・林栄夫編『現代の財政理論』春秋社、一九五七年、所収)、一五六—一五七頁。

(3) これらのうち、『租税および貢納論』をもって、租税転嫁論に大きな足跡を残したセリグマンは、「ペティは、租税を主題とする著書を著わした最初の英国学者として有名である」と述べている (E. R. A. Seligman, *The Shifting and Incidence of Taxation*, New York, 1899, 5th ed., 1927, rpt. 1969, p. 30. 井手文雄訳『租税転嫁論』〔第一部〕、実業之日本社、一九五〇年、

三七頁)。また、経済学史家ルイス・ヘネーも、「サー・ウィリアム・ペティは、租税に関する英国最初の科学的著者と呼ばれている」と述べている (L. H. Haney *History of Economic Thought*, New York, 1920, rpt. 1923, p.128. 大野信三訳『経済思想史』(上)、而立社、一九二三年、一三一―一四頁)。

(4) 大川政三、前掲論文、一五六頁。

二 資産所有階級の租税負担軽減

イギリスにおいて、内乱下の一六四三年に、オランダを手本とし、海外貿易の保護、国家債務の償還および軍隊の維持を目的として、内国消費税 (Excise) が新たに導入された⁽¹⁾。この内国消費税は、イギリスにおいて先例のないものであったが、そればかりではなく、それが深刻な社会的影響をもたらした。市民革命を通じて創出された新しい社会関係に連なる根本的な諸問題を提起することとなった⁽²⁾。そのため、一七世紀のイギリスにおける租税理論上の論議は、この内国消費税の問題に集中した。そうした中で、ペティは、代表的な内国消費税推奨論者として、その合理性を積極的に論証することに努めたのである⁽³⁾。

まず、ペティは、『租税および貢納論』の第五章の冒頭において、「人は公共の平和に浴する分け前と利益に応じて、すなわち自己の資産または富に応じて、公共的経費を貢納すればそれでよい」ということは、一般になにに人といえども承認するところである⁽⁴⁾と述べている。ここに引用したペティの章句は、厳密に言えば、租税配分の基準を説いたものである。しかし、同時に、この章句から、ペティが、国家が人民の資産を保護することによってかれらに与えられる利益の反対給付として租税を根拠づけていることが推知される。すなわち、ペティは、先師トーマス・ホッブ

ズ (Thomas Hobbes) が租税をもって公共の安全を保護する者 (主権者 || 国家) に支払う賃金であるとみなしたように、租税を国家から受ける利益の対価であるとみなしたのである。⁽⁵⁾そして、ペティは、その国家より受ける利益の大小が租税配分の基準となり、その基準にしたがって課税することが公平な方法であると考えたのである。ようするに、ペティは、租税配分の基準において、「租税利益説」(Benefit theory)をとるのである。しかし、ここで、個々人が国家から受ける利益の大小を、いかなる指標をもって実際に測定するのかが、問題として残る。この指標を、ペティは、先の引用文から知られるように、個々人の所有する資産または富に求めている。しかしながら、ペティは、その富を「現実的な富」(actual riches)と「潜在的な富」(potential riches)との二種類に区別して、「ある人が現実に、そして真実に富んでいるというのは、その人が食べたり、飲んだり、着たり、または他の方法で、実際的に、そして現実的に享受しているものに依りて富んでいるのである」⁽⁶⁾と述べている。ようするに、ペティは、ここで、消費(現実的な富)に比例する租税 || 富に比例する租税 || 国家からの利益に比例する租税であり、それゆえ、内国消費税は公平な租税である、ということはいわんとしたのである。⁽⁷⁾

ペティによれば、内国消費税には、次のような利点がある。すなわち、第一に、それは、各人が現実に享受するところにしたがって支払うものであるから、自然的正義(natural justice)に適っていること、第二に、この租税はその取立てを請負わせないで規則正しく徴収されるならば、勤儉を約束する租税であり、国民を富ますことができる唯一の方法であること、第三に、これによれば、なに人といえども同じ物品について二倍または二度租税を取立てられることがないこと、第四に、この方法を用いると国民の富、産物、産業および力量についていつでも完全な記録をもつことができること、の四点である。⁽⁸⁾ペティが列挙している、これらの諸点から、かれの内国消費税推奨論は、イギリス

スにおける資本主義の生成過程でこの租税が果たす役割を理論的に是認することによって、この過程を推進させると
いう意義をもつものであったといつてよいであろう。

まず、ペティは、租税配分の基準に関して租税利益説に立脚し、消費こそ真の富であるとする富概念を援用して、
内国消費税を推奨した。ここで、ペティが、租税利益説の立場をとつて貧者にも租税負担を可能ならしめることを意
図したことは、地主階級をはじめとして、貿易業者や生産者等の当時の資本家階級の利益に適うものであった。なぜ
ならば、いかなる貧者といえども、社会の構成員であるかぎりには、多かれ少なかれある程度の利益を国家より受けて
いると考えるのが自然である。資産の保護とは別に、いかなる階級に属する者であるのかは問わず、すべての者が一
様に生命の保護という利益を国家より受けるのである。そうであるならば、租税利益説によれば、貧者も当然にその
受ける利益に応じて納税すべきであるとの議論が成り立つことになり、資産所有階級は貧者階級と租税の負担を分か
ち合うことになるのである。⁹⁾

ペティが推奨する内国消費税導入以前におけるイギリスの租税収入は、主に戦費の調達を目的とした直接税として
の一五分の一税 (Fifteenth)、一〇分の一税 (Tenth) ならびに補助金 (Subsidy) からなっていた。一五分の一税と一〇
分の一税は、一二世紀後半に起源をもち、一三世紀を通じて発達した。家畜、穀物、商人や手工業者の在庫商品、家
具調度品、金銭等を課税対象とする動産税が、エドワード三世治下の一三三四年に定形化されたものである。その後
は、土地、建物を主とする固定資産からの収益が課税対象とされるようになった。¹⁰⁾ 補助金は、エドワード四世治下の
一四七二年がはじまりであるとされ、ヘンリー八世治下の一五一五年以降によく定着した直接税である。その課
税対象は、異なつた二つの範疇を合わせもつもので、一つは、土地、建物よりの収益を中心とし、賃料、奉仕、相続

財産、年金、報酬、給与、その他の所得または収益に対するものであった。他の一つは、一定評価額以上の金銭、延べ金、宝石、在庫商品、借財、一切の報酬、家畜類、家財道具、その他の動産に対するものであった。¹¹そして、この補助金は、先の一五分の一税および一〇分の一税とともに、その課税対象からも推察されるように、土地所有者あるいは動産所有者によって負担され、当時の貧民はこれらの租税の負担から免れていた。¹²ウィリアム・ケネディ(William Kennedy)によれば、「絶対王政期の主要財源たる直接税は、中流ないし上流階級に賦課され、賃金ははつきりと免税されていた」¹³、また、「一六世紀の中葉から一六四〇年まで、貧民は意図においても、実際においても、課税においてほとんど免除されていた」¹⁴のである。さらに、マーガレット・ジェームズ(Margaret James)の言葉を借りれば、「貧民が被った負担は、輸入物品の購入価格支払いにおける独占特許料の転嫁分のみであった」¹⁵のである。こうした、当時における租税負担の状況にあつて、ペティが主張している租税配分の基準としての租税利益説は、いわゆる貧民大衆(賃金労働者・職人・農業労働者・手工業者・下層ヨーマン)を国家財政に参加させ、資産所有階級の租税負担の相対的軽減を可能とするものであつたといつてよいであろう。

さらに、ペティの展開している内国消費税論そのものの中にも、資産所有階級の租税負担軽減に対する内容が含まれている。ペティは、消費に比例して課税することが最も合理的であるとし、その課税方法については、「消費に対する課税という概念を、きわめて完全なものとするには、すべての個々の必需品に対して、それらが消費のために熟しきつたまさにそのときに課税することである」¹⁶といっている。他方において、ペティは、ビール、塩、燃料、パン等の唯一種の品目を内国消費税の課税対象として選択しようとする主張に対し、「これらの物品をある人は一層多く消費し、他の人は一層少なく消費する」¹⁷として、その不合理性を批判する。こうしたペティの主張は、奢侈品か必需

品かの基準によつて選択することなく、可能なかぎり多くの品目を、理想としては一切の品目を内国消費税の課税対象にすることを意図するものであると考へてよいであろう。こうした網羅的な課税対象品目に対する内国消費税は、租税負担軽減という点で、資産所有階級にとつて都合の良いものであつた。

次に、ペティは、税率に関しては、比例税率を主張している¹⁸。もつとも、内国消費税においては累進税率の採用は困難であり、必然的に比例税率とならざるをえない¹⁸。しかし、内国消費税であつても、累進税的要素を加味することがまったく不可能というわけではない。すなわち、必需品的性格の強い品目ほど低い税率を適用し、逆に奢侈品的性格の強い品目ほど高い税率を適用することによつて、一種の累進税的效果をもたせることが可能である。しかし、ペティの著作には、このような構想についての論述は見当たらない。このことは、ペティには、大衆課税を避ける意思のなかつたことを示すものであるといつてよい。

そしてまた、ペティは、累積税率と同じく、免税点についてもまったく触れていない。もとより、内国消費税においては、免税点の設定は不可能である。したがつて、ペティが内国消費税を理想的な租税であるとして推奨したことそれ自体が、すでに免税点を問題として取りあげないことを意味している。いずれにしても、この免税点について考へしないこともまた、ペティが大衆課税を意図していたことを示すものであるといつてよいであろう¹⁹。そして、これら比例税率の採用と免税点の不考慮は、いずれも資産所有階級の租税負担上における利益に合致するものであつたといつてよいであろう²⁰。

- (1) この時期におけるオランダの消費税制度については、さしあたり、以下の文献を参照せよ。E. R. A. Seligman, *Essays in Taxation*, London, 1895, 5th ed., 1921, p.9. F. K. Mann, *Steuerpolitische Ideal*, Jena, 1937, S.61-72. 石坂昭雄「オランダ連邦共和国の租税構造—政策—仲継貿易資本と間接消費税—」、『社会経済史学』第二九卷第三号、一九四六年二月、二二—五一頁。
- (2) イギリスにおける内国消費税の先行形態については、以下の文献を参照せよ。William Voeke, *Geschichte der Steuern des Britischen Reichs*, Leipzig, 1866, S.360. 佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会、一九六五年、八一—頁。石坂昭雄「租税制度の変革」(大塚久男・高橋智雄・松田幸八郎編『西洋経済史講座』〔第四卷〕、岩波書店、一九六〇年、所収)、一六九—一七二頁。
- (3) このほかに、カール・マンは、この時期のイギリスにおける内国消費税の推奨論者として、トーマス・ホブズ(Thomas Hobbes)、『チャールズ・ダヴナント (Charles Davenant)』、『ジョサイア・チャイルド (Josiah Child)』、『ナサニアル・ゲールズ (Nathaniel Gould)』の名前を挙げている (F. K. Mann, *a. a. O.*, S.64)。
- (4) William Petty, *A Treatise of Taxes and Contributions*, London, 1662, in C. H. Hull. ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Vol.I, Cambridge, 1899, p.91. 大内兵衛・松川七郎訳『租税貢納論』岩波書店、一九五二年、一五七頁。訳文は一部変更を加えた。以下同様。
- (5) ホブズは、主著『リヴァイアサン』において、「主権者権力によって人々に課せられるすべての賦課は、個々人がそれぞれの仕事や職業を実行するのを防衛するために、公共の剣をもつ人々に対して、当然に払うべき賃金にはかならないのである」と説くこと (Thomas Hobbes, *Leviathan, or the Matter, Forme and Power of a Common-Wealth Ecclesiastical and Civil*, London, 1651, in Sir William Molesworth, Bart, col. and ed., *The English Works of Thomas Hobbes of Malmsbury*, Vol.III, London, 1839, p.334. 永田洋訳『リヴァイアサン』〔二〕、岩波書店、一九七三年、二八八頁)。
- (6) William Petty, *Treatise of Taxes*, op. cit., p.91. 邦訳、一五七頁。
- (7) 大川政三、前掲論文、一五八頁。
- (8) William Petty, *Treatise of Taxes*, op. cit., pp.94-95. 邦訳、一六三—一六四頁。

- (9) 井手文雄『古典学派の財政論』（増訂新版）、創造社、一九六〇年、一四四―一四五頁。
- (10) 隅田哲司『イギリス財政史研究―近代租税制度の生成―』ミネルヴァ書房、一九七九年、一六四―一六五頁。
- (11) 同上書、一六五頁。
- (12) 一五分の一税と一〇分の一税は一六二四年に消滅し、また補助金は一六六二年をもって最終的に廃止された（同上書、一六七頁）。
- (13) William Kennedy, *English Taxation 1640-1799, An Essay on Policy and Opinion*, London, 1913, rpt. 1964, p.22.
- (14) *Ibid.*, p.83.
- (15) Margaret James, *Social Problems and Policy during The Puritan Revolution 1640-1660*, London, 1930, p.245.
- (16) William Petty, *Treatise of Taxes*, op. cit., p.91. 邦訳 一五八頁。
- (17) *Ibid.*, p.94. 邦訳 一六二頁。
- (18) ペティは、課税品目の種類によって税率を異なったものにすることをまったく考えなかったわけではない。しかし、これは、財の製造に対して投下された人的物的生産要素の量に着目した区別であって、必需品か奢侈品かの違いによる区別ではない（Cf. *Ibid.*, pp.91-92. 邦訳 一五八―一六〇頁）。
- (19) 井手文雄、前掲書、一四六―一四七頁。
- (20) 同上書、一四八頁。

三 労働者への租税負担増加による勤労意欲の喚起

ペティは、『租税および貢納論』において、「租税国家」の成立を展望しつつ内国消費税の合理性を論証することに努めたが、『政治算術』と『賢者一言』においては、この租税が貧民労働者の消費生活を圧迫し、かれらをより強度

な労働に駆り立てるための手段として有効であることについて説いている。⁽¹⁾ その背後にあるのは、「労働は富の父であり、能動的要素である」⁽²⁾、「君主の偉大さや栄光は、君主がよく統一し、よく統治している人民の数・技艺及び勤勉にある」⁽³⁾という言葉の中に示されている、労働・勤勉の重要性に対する認識である。

イギリスの一七世紀には、資本主義の生成にともなう雇用労働ないし賃金労働が普及した。しかし、当時の労働者は、伝来の慣習的に固定した生活水準を基準として、怠惰になったり勤勉になったりした。つまり、不作のための穀物価格の騰貴による生計費の高騰、あるいは不況のための失業による賃金の下落などで、伝統的な生活水準の維持が困難になれば、労働者は勤勉になる傾向にあった。これに対して、豊作や好況等の場合には、労働者は怠惰となる傾向にあった。⁽⁴⁾ こうした性向を当時の労働者がもつ中で、一七世紀初頭にさまざまな農業改良の試みが行われ、その結果として穀物生産量が増大し、物価の動向に大きなウェイトを占めていた穀物価格が下落した。他方において、一七世紀後半には、人口増加圧力が弱まり、物価とりわけ穀物価格が安定的に推移し、また、名目賃金も上昇した。これによって実質賃金が上昇し、労働者の生活は以前よりも改善された。そして、この実質賃金の上昇は、貧民労働者における怠惰を顕著に発現させ、労働不足を生じさせた。⁽⁵⁾ このことは、新興の資本主義的経営者たちにとっては痛手であり、ひいてはイギリス経済の発展にとって大きな障害であった。そのため、貧民労働者の怠惰の問題が当時の著述家の関心を集めることとなった。この時期のイギリス重商主義関係の文献には、当時の貧民労働者は怠惰であったという記述が多く見られる。⁽⁶⁾ ペティもまた、その著作において、貧民労働者の怠惰を激しく非難している。

ペティは、『政治算術』の第二章において、「多数の貧民を雇用する織元やその他の者が観察したところによると、穀物がはなはだしく豊富なときには、貧民の労働者が比例的に高価であって、かれらを雇い入れることはほとんど

まったくできない。ただ食わんがため、むしろただ飲まんがために労働する者は、ことほどさように放縦である⁽⁷⁾と
いつている。また、「イングランドにおいて費消されている穀物が……数年の平均年額で一〇〇〇万ポンドに値する
とすれば、非常な豊年には、右の穀物は三分の一安値となり、莫大な利益が期せずして共同の富に付加されるかも知
れない、という結果になる。ところが、現在では、それは量においてもまた質においても、人民を過食させてしまう
ほど消費されており、そのためにかれらは自分たちの日常の労働をいとうようになっていのである⁽⁸⁾」といつてい
る。つづけて、ペティは、「同様のことは砂糖・タバコおよびこしょうについてもいえよう。しかも、過剰栽培のため
めに、不合理な安値を呼んでいるのである⁽⁹⁾」ともいつている。これらの引用文に表わされているように、ペティは、
一七世紀イギリスにおける他の著述家と同様に、貧民労働者はどうにもならないほどの怠け者であつて、少しでも生
存していけることになる、もっと働いてそれに応じて生活水準を上げようとはしないで、むしろできうるかぎり働
かないで暮らそうとするものであると、信じていた。こうした労働者観をとるならば、当然に、賃金の自然的な最高
水準はできうるかぎり低い生活水準であるべきであるということになる。したがって、ペティは、貧民労働者には、
最低生活のみを与えるべきことを主張し、実質賃金が低いときには、製造業者は欲するだけの労働者を手に入れるこ
とができることを説く⁽¹⁰⁾。

ペティの時代、貧民労働者の労働に対する消極的な性向を積極的なそれへと転化させる方策として、児童労働の要
請、救貧法 (Poor Law) への反対を含む強制労役場 (Workhouse college of industry) の提唱、住居制限法 (Settlement
Law) への批判、移民受入政策への積極的評価、貧民労働者の生活改善の抑圧等々、一連の方策が各々相互に関連を
保ちつつ提案された。そして、それは、なによりも低賃金論に代表的に表現される⁽¹¹⁾。このような政策の体系は、「貧

困の効用の原理」(the doctrine of the utility of poverty)⁽¹²⁾あるいは「低賃金の経済」(economy of low wages)⁽¹³⁾への思想として把握することができる。⁽¹⁴⁾賃金低下への方法としては、まず、名目賃金の引下げが早くから提唱されたが、このほかにも、実質賃金の切下げも主張された。⁽¹⁵⁾これは、食糧を主とする必需品の価格の騰貴政策をその内容とするものであった。実質賃金切下げ論が提唱されたのは、この方法がより実行しやすく、また土地所有者との妥協の余地があったからである。⁽¹⁶⁾ペティは、こうした実質賃金の切下げを、内国消費税の賦課をもつて実現しようとしたのである。

一七世紀のイギリスの著述家たちは、オランダこそが重商主義の原理を正しく実施しているよい例である、と確信していた。ペティも、こうした「オランダ賛美論者」の一人であった。そこで、このように、ペティがオランダを重商主義の理想国家として賛美するに至った背景には、国王と議会との間の内乱が白熱化した一六四三年に、繁栄の絶頂を迎えようとしていた同国に遊学したことが大きく関わっている。ペティは、およそ二年にわたるオランダ滞在中に、脈絡に乏しい名詞を並べただけの三一項目からなるメモ的なノートを残している。これは、いわば、ペティが行なった社会観察の最初の記録ともいうべきものである。この中に、「公平な租税とその申し分のない使途(消費税|筆者)」、「あらゆる人が働く」、「極度の節儉|勤労」という項目が含まれている。このことは、ペティが、オランダの繁栄の基礎を、節儉|勤労という観点から捉えようとしていたことを示している。そして、この「勤労」は、その後ペティの著作における経済学上の全理論の統一的基礎をなす概念となった。⁽¹⁷⁾

ペティは、『政治算術』の第二章において、オランダの課税方法(内国消費税)を富の増加に結びつけて、「オランダおよびジールランドほど、租税および公共的貢納の形で多くの支払いをした国はヨーロッパのどこにもなく、しかも右と同じ期間にこれらの国と比肩しうるほどその富を増加した国もまったくない。……これらの国は、異例の場合を

除けば、人が利得するところに応じて課税せずに、人が消費するところに応じて課税するのを常としていたのであって、とりわけ無用な消費、つまり収益の見込みなき費消に課税しているのである¹⁸といている。この引用文を、先の大オランダ遊学時におけるメモ的ノートと合わせて理解するとき、オランダの消費税制度に対する評価は、それが貧民労働者の労働意欲を喚起する効果を有するという認識の下におけるものであったといつてよいであろう。ここに、労働者の性格の本質は怠惰にあるという概念に依拠して、貧民労働者は内国消費税賦課による実質的低賃金の場合こそ、生活の必要に迫られてその労働力の供給を増加させるという、いわゆる「低賃金の経済」論者としてのペティの側面がよくうかがえる¹⁹。そればかりではなく、ペティは、このような課税方法によつて得た貨幣を、資本として活用する者に与えることの利益についても、次のように説いている。「かりに貨幣が租税の形で、それをむだに食べたり飲んだりすることに使う人から引きあげられ、それを土地の改良・漁獲・鉱山の作業・製造業者等々に用いる別人に交付されるとしよう。このような租税が、右の相異なる人たちをその成員とする国家にとつて、有利であるのは明白である²⁰」と。さらに、ペティは、つづけて次のようにいっている。「もし、貨幣が、上述のように食べたり飲んだりすることや、またはその他の腐敗しがちな物品に使う人から引きあげられ、それを服地に振り向ける人へ譲渡されるならば、私はいふ。この場合でさえ、共同の富にとつて多少とも有利である、と。……しかしながら、もし右の貨幣が家屋の調度に使われるならば、その利益はなおいくらか大きく、それが家屋の建築に使われるならば、その利益はさらに大きい。もし、土地の改良・鉱山の作業・漁獲等々に使われるならば、その利益はなおさら大きい²¹」と。こうして、ペティは、内国消費税の賦課による実質賃金の切下げ（＝低賃金）を通じた貧民労働者の労働促進効果を、そしてまた、得られた貨幣を資本として活用することの重要性を力説している。

ペティは、第二次対オランダ戦争にともなう戦費調達を主題とした『賢者一言』においても、課税が貧民労働者の怠惰を抑制し、労働を促進する要因になることを強調している。まず、ペティは、『賢者一言』の序論において、公共経費をある特定の階級からではなく、イギリス国民すべてから幅広く調達することが妥当であることを示唆する⁽²²⁾。そして、このような考えを前提として、ペティは、つづく第一章と第二章において、イギリスの諸階級の間で配分されるべき租税負担の妥当な割合を、かれが創始した政治算術 (Political Arithmetic) の方法に基づいて、次のようなプロセスによって算定する。すなわち、第一に、イギリスの人口は約六〇〇万人であり、そこでの必需品への一人当たり年間支出は六ポンド一三シリング四ペンスである。したがって、イギリスにおける国民の総消費支出は、四〇〇〇万ポンドである。第二に、イギリスの資産価値の総額は二億五〇〇〇万ポンドであり、その資産がもたらす年当たりの収入総額は、一五〇〇万ポンドである。第三に、イギリスの労働力人口は三〇〇〇万人で、その労働が生み出す年当たりの収入総額は、二五〇〇万ポンドである。以上におけるような政治算術的分析により、ペティは、イギリスにおける公共的経費は資産と労働によって三対五の割合で調達されることが妥当である、という結論に達する⁽²³⁾。このことは、とりもなおさず、租税負担は、地主・農業者・海運業者・商人・製造業者・金融業者・利子生活等の資産所有者と労働者との間で三対五の割合で配分されるのが妥当である、ということの意味するものである。そして、その場合に、ペティは、内国消費税と人頭税 (Poll-money) によって負担すべきであり、労働者が現行よりも労働時間を二〇分の一増加させ、消費量を二〇分の一減少させれば、それほど困難もなくこれを負担することができる、と考えている⁽²⁴⁾。ペティ自身のいうところによれば、「労働者は、一日当たり一〇時間働き、一週間当たり就業日は三回、日曜日は二回として、二〇回の食事をとる。このことから、もしかれらが金曜日の晩に断食し、そして一一時から一時

まで、二時間もかかる食事時間を一時間半にすることができるとすれば、それによって労働が二〇分の一増加し、消費が二〇分の一減るから、上述の一〇分の一は調達されうるであろう⁽²⁵⁾」である。

さらにまた、ペティは、貧民労働者に対する課税上の温情的措置についても、次のように鋭く批判している。すなわち、「貧民は、あらゆる種類の経費に対して、現在のところ一年一人当たりせいぜい一シリングを支払っているにすぎないが、かれらに対する虚偽の慈悲心が、かれらのために仕事を与えないでおくという残酷さからみ合いわれわれ自身がかれらを雇うことを好まぬままに、かれらの怠惰を許している。このようにして、かれらのある者は悪習慣に圧倒され、また他の者はむさくるしい貧困と獣的な無秩序のままに放置されているのである⁽²⁶⁾」と。これらの引用文の中に示されているペティの見解は、『政治算術』で主張された「低賃金の経済」論に通じるものであるといつてよいであろう。つまり、『政治算術』では、内国消費税による低賃金が貧民労働者の労働を促すことが力説されているのに対して、ここでは、同税がかれらの怠惰を抑制する要因となることが強調されているのである⁽²⁷⁾。そして、こうした見解は、その後、資本の蓄積に基づく国内市場の拡充を背景として、ジョン・スミス (John Smith)、アーサー・ヤング (Arthur Young)、ジョサイア・タッカー (Josiah Tucker)、ウィリアム・テンプル (William Temple) 等の初期産業資本のイデオログたちによって、一層明確な形をとって主張されることになるのである。

- (1) 大川政三「ペティ財政論の初期資本主義的性格」、『二橋論叢』(二橋大学)第三六卷第六号、一九五六年十二月、七一頁。
- (2) William Petty, *Treatise of Taxes*, op. cit., p.68. 邦訳、一九頁。
- (3) *Ibid.*, p.22. 邦訳、四三頁。

- (4) 林達『重商主義と産業革命』学文社、一九八八年、九八―九九頁。
- (5) D. C. Coleman, *The Economy of England 1450-1750*, Oxford, 1977, p.103.
- (6) ピーター・マサイアスは、こうした労働者観をとる者として、ジョン・ウエイランド (John Weyland)、『トーマス・マンリー (Thomas Manly)』、『ジョン・ホートン (John Houghton)』、『ウィリアム・ペティ (William Petty)』、『ジョサイア・チャイルド (Josiah Child)』、『バーナード・マンデヴィル (Bernard Mandeville)』、『ジョン・ロー (John Law)』、『デイヴィッド・ヒューム (David Hume)』、『ジョン・ハンウェイ (Jonas Hanway)』、『ジョン・マクファールランド (John Macfarland)』、『ウィリアム・テンプル (William Temple)』、『ジョン・ポレックスフェン (John Pollexfen)』、『ジョシュア・ジー (Joshua Gee)』、『ジョン・ケアリー (John Cary)』、『ダニエル・デフォエ (Daniel Defoe)』、『ウィリアム・アレン (William Allen)』、『ジョサイア・タッカー (Josiah Tucker)』、『フランシス・フォーキヤー (Francis Fouquier)』、『ヘンリー・フィールディング (Henry Fielding)』、『ビンショップ・バーナリ (Bishop Berkeley)』、『ロジャー・ノース (Roger North)』、『等の名前を挙げている (Peter Mathias, *The Transformation of England*, London, 1979, pp.150-151)。
- (7) William Petty, *Political Arithmetick*, London, 1690, in C. H. Hull, ed., op. cit., Vol.I, p.274. 大内兵衛・松川七郎訳『政治算術』岩波書店、一九五五年、七六―七七頁。訳文は、一部変更を加えた。以下同様。
- (8) *Ibid.*, p.275. 邦訳、七七―七八頁。
- (9) *Ibid.* 邦訳、七八頁。
- (10) Cf. M. T. Wermel, *The Evolution of the Classical Wage Theory*, New York, 1939, p.11. 米田清貴・小林昇訳『古典派賃金論の発展』未来社、一九五八年、二六頁。
- (11) 渡辺源次郎「重商主義の賃銀論―賃銀・雇傭理論の諸原型について―」、『商学論集』(福島高商) 第二〇巻第四号、一九五二年三月、一四二頁。
- (12) E. S. Furniss, *The Position of the Laborer in a System of Nationalism: A Study in the Labor Theories of the Later English Mercantilists*, Boston and New York, 1920, Chap. VI.

- (13) E. F. Heckscher, *Mercantilism*, Vol. II, Stockholm, 1931, English trans. by M. Shapiro, London, 1935, p.165.
- (14) イギリス重商主義期における低賃金論には、ファーンイスが「動機の混淆」(mixture of motive)と呼んでいる二つの観念が存していた。一つは、輸出製品の価格低下への直接的方策としての低賃金論で、もう一つは、労働力の陶冶(discipline)＝節儉と勤労との要請に基づくとされる(Cf. E. S. Furniss, *op. cit.*, p.131)。
- (15) 名目賃金切下げの提唱は、すでにマンリーに見られる(Cf. Thomas Manley, *Usury at Six per Cent, examined*, London, 1669, p.22)。
- (16) 渡辺源次郎、前掲論文、一四二―一四三頁。
- (17) 松川七郎『ウィリアム・ペティーその政治算術Ⅱ解剖の生成に関する一研究』(増補版)、岩波書店、一九七六年、一〇九―一一二頁。
- (18) William Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, pp.268-269. 邦訳、六七―六八頁。これに対して、ジョン・ロック(John Locke)、『ケアリー、ポレックスフェン、デフォー等は、「低賃金の経済」論の立場から必需品課税に一定の理解を示しつつも、内国消費税の負担を一般消費者大衆にかぶせきれない場合における収益関係の悪化と、物価上昇が名目賃金を騰貴させる場合における国際競争力の低下とを恐れて、この租税に反対した(石坂昭雄「租税制度の変革」、前掲論文、一八八頁)。
- (19) 早川鉦二「イギリス古典学派の労働者課税論の展開(上)―W・ペティとA・スミスについて―」、『愛知県立大学外国語学部紀要』第二号、一九六七年二月、一九九頁。しかし、早川鉦二は、「ペティにおいて『低賃金の経済』論者として立ち現われているのは、租税収入の確保に主眼点があるのであって、勤労意欲の喚起による剰余価値の取得にあるのではない。労働者への重課が勤労意欲の喚起にその意図をもつものとしても、ペティにおいては剰余価値の増大を図る資本家の欲求に必ずしも意識的に応えるものではない」としている(同上論文、一九九―二〇〇頁)。
- (20) William Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, p.269. 邦訳、六七頁。
- (21) *Ibid.* 邦訳、六七―六八頁。
- (22) William Petty, *Verbum Sapienti*, London, 1695, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. I, pp.105-110. 大内兵衛・松川七郎訳『賢

者には一言をもって足る』（同訳『租税貢納論』岩波書店、一九五二年、所収）、一六九—一八〇頁。訳文は、一部変更を加えた。以下同様。

(23) 大倉正雄『イギリス財政思想史—重商主義期の戦争・国家・経済—』日本経済評論社、二〇〇〇年、二八頁。

(24) 大川政三「ペティ財政論の初期資本主義的性格」、前掲論文、七一頁。なお、ペティは、資産に課すべき租税としては、地租、家屋税、各種の動産税等を挙げている。すなわち、『賢者一言』では、内国消費税以外の租税が認められることとなっている。ペティは、『租税および貢納論』においては、内国消費税こそが自然的正義に適うところの唯一の租税であることを強調していた。この考え方からすれば、ここで、内国消費税以外の租税を認めることは、自然的正義を許容することとなる。しかし、ペティが、内国消費税重視の考えを完全に放棄してしまっているというわけではない。ペティが、引き続き内国消費税をもってイギリスの租税制度の中核としようとしていたことは、まちがいないところである。

(25) William Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p.110. 邦訳、一七九頁。

(26) *Ibid.*, p.114. 邦訳、一八五—一八六頁。

(27) 大倉正雄、前掲書、三〇頁。しかし、わが国のイギリス財政史研究において、重商主義期における内国消費税が、主として産業資本家の肩にかかるものであったとする解釈がある。たとえば、石坂昭雄は、この解釈をとっている。石坂昭雄「租税制度の変革」、前掲論文、一八八頁を参照せよ。また、池田嘉男は、「産業資本にあっても、消費税の惹き起こす原料高と売行き減退という二重の苦痛を蒙っており、常々その撤廃を要求していた」としている（池田嘉男「イギリス市民革命の租税構造」、『歴史』〔東北史学会〕第二八輯、一九六四年三月、七頁）。

四 まとめ

イギリスの一七世紀において、国家財政の基盤が大きく変貌した。中世においては、政治は国王—家臣の関係が貫

かれ、国家収入は主として国王が私的に所有する土地やさまざまな独自の権利や特権に基づいて獲得された。しかし、一六四〇年代以後には、国家財政は公的なものになり、その基礎を課税に置き、国富中の一層大きな部分を占めるようになった。⁽¹⁾ いわゆる、ジョウゼフ・シュンペーター (J. A. Schumpeter) のいう「直轄国家から租税国家への転換」(the replacement of the demesne state by the tax state) がなされたのである。⁽²⁾

一方、経済史家ジョン・ネフ (J. D. Nef) によれば、イギリスの一七世紀は、一八世紀の産業革命には及ばないまでも、著しい産業発展期に相当していた。⁽³⁾ 森林の牧場化あるいは耕地化、新たな工業都市の簇生、毛織物工業の農村への拡大、炭田の開発などによって、イギリスの国土の様相は著しく変化した。いまだ、家内生産が工場生産よりはるかに大きな比重を占め、したがって賃金労働者は優越的な存在とはなっていなかったが、資本による生産の支配、資本所有者たるいわゆる商人⇨製造家の生産面への進出は、着々と進んでいた。⁽⁴⁾ そればかりではなく、家内生産のかわらには、鉱山・製塩・金属・造船・硝子・染料・火薬・石鹼等の資本家的製造業が新たに登場し、大量の資本と賃金労働者の供給を必要としていた。⁽⁵⁾

ようするに、一七世紀のイギリスにおいては、「租税国家」への移行と資本主義経済の生成とが、いまだ古きものを残存させつつも、同時に進行していたのである。こうした財政史・経済史的状况の中で、ペティは、租税関係の著作を公刊したのである。そして、それらの中で、ペティは、イギリス経済の資本主義化を一層推進することこそが、とりもなおさず、「租税国家」を実現し強化する最も確実な、また最も根本的な方法であると考えたのである。それゆえ、ペティは、所要の国家収入を調達するための理想的な課税方法を探る場合にも、その課税によって資本の蓄積、したがってイギリス資本主義経済の発展が阻害されないように考慮することを忘れなかったのである。⁽⁶⁾ すなわ

ち、ペティの主張する租税利益説とそれに基づく内国消費税は、資産所有者の租税負担軽減と貧民労働者の労働意欲喚起を通じて、資本家的生産の要求に合致し、一層それを促進するための条件を準備するものであったのである。

- (1) Cf. M. J. Braddick, *The Nerves of State, Taxation and the financing of the English state 1558-1714*, Manchester, 1996, pp.12-20. 酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、一一一―一九頁。
- (2) J. A. Schumpeter, "The Crisis of the Tax state" *International Economic Papers*, Vol.IV, 1954, pp.5-38.
- (3) J. U. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, Vol.I, London, 1932, p.165.
- (4) M. H. Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, London, 1946, pp.142-143. 京大近代史研究会訳『資本主義発展の研究』〔一〕、岩波書店、一九五五年、二〇二―二〇六頁。
- (5) *Ibid.*, pp.139-142. 邦訳、二〇一―二〇三頁。
- (6) 大川政三「租税―租税原則―」、前掲論文、一五七頁。